

平成 26 年度財務諸表等について

項 目	確 認 事 項	根拠条文	確 認 結 果
1) 提出書類	① 提出期限：財務諸表及び添付書類は当該事業年度の終了後 3 か月以内に提出されたか ② 事業年度：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであるか ③ 会計基準：原則として企業会計であるか	①第 34 条 ②第 32 条 ③第 33 条	①平成 27 年 6 月 30 日提出 ②平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで ③原則企業会計
2) 提出書類の確認	① 必要な提出書類はすべて提出されたか ・貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及びこれらの附属明細書（キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書） ② 監査報告書における考慮すべき監事の意見はないか	①第 34 条第 1 項、市規則第 40 号 ②第 34 条第 2 項	①提出されていることを確認 ②適正意見表示で考慮すべき意見はなかった
3) 財務及び会計に関するその他事項	その他業務において、必要な処理や合規性等が図られているか ① 利益及び損失の処理等 ② 借入金等の取扱い ③ 余裕金の運用 ④ 重要な財産の処分 ⑤ 財源措置（運営費負担金に関する取扱い） ⑥ その他会計規程及び業務運営に関する規則に抵触する又は規則等の変更を要する実態はなかったか	①第 40 条 ②第 41 条 ③第 43 条 ④第 44 条 ⑤第 85 条 ⑥第 45 条、第 46 条	①及び⑤、⑥については、遺漏等ないことを確認 ②～④については、該当ないことを確認